

# はまりハ Day スタジオ大平 重要事項説明書

## (事業の目的)

株式会社はまりハが開設するはまりハ Day スタジオ大平【以下(事業所)という。】が行う指定通所介護・第1号通所事業の事業【以下(事業)という。】の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所介護・第1号通所事業の提供に当たる者【以下(職員)という。】が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護・第1号通所事業を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

1. 事業所の職員は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び生活リハビリを中心とした機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の概要等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 はまりハ Day スタジオ大平
2. 所在地 栃木県栃木市大平町西野田202-1
3. 指定事業所番号(0970302295)

## (職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1. 管理者     | 1名(兼務)      |
| 2. 看護職員    | 1名以上(兼務)    |
| 3. 機能訓練指導員 | 1名以上(専従、兼務) |
| 4. 生活相談員   | 1名以上(専従)    |
| 5. 介護職員    | 4名以上(専従)    |

## (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。
2. 営業時間 午前9時00分から午後12時00分までと  
午後13時00分から午後16時00分までとする。
3. 休日 土曜日、日曜日、祝日  
冬季12月30日～1月3日
4. 年間休日 約120日

## (指定通所介護・第1号通所事業利用の定員)

1. 指定通所介護・通所介護相当サービスの定員は30名とする。
2. 緩和した基準による通所型サービス利用の定員は15名とする。

## (指定通所介護・第1号通所事業の内容)

1. 指定通所介護・第1号通所事業の内容は次のとおりとする。
  1. 生活相談支援
  2. 日常生活上の機能訓練
  3. 健康状態チェック
  4. 送迎サービス

(指定通所介護・第1号通所事業の利用料等)

1. 指定通所介護・第1号通所事業の利用料の額は厚生労働大臣又は栃木市長、小山市長が定める告示上の額とし、当該指定通所介護・第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に準ずる。  
※ 別紙1 はまりハ Day スタジオ大平利用料金表にて提示
2. その他の費用の額は次のとおりとする。

(1) おむつ代(テープ式) 1枚当たり	210円
(2) リハビリパンツ 1枚当たり	210円
(3) パッド代 1枚当たり	110円
(4) スウェット上、下 1枚当たり	各1,100円
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は栃木市<【大平地区】全域、【栃木地区】万町・倭町・旭町・室町・城内町・神田町・本町・沼和田町・河合町・片柳町・湊町・富士見町・境町・入舟町・祝町・錦町・泉町・【岩舟地区】静・下津原・豊岡・鷲頭・五十畑・和泉・静戸・静和・曲ヶ島・新里【藤岡地区】富吉・中根・蛭沼・緑川・部屋【小山市】上初田・下初田・南小林・上泉・下泉・押切・大川島・生駒・小袋・下河原田>  
上記以外の場合、要相談とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

サービス利用にあたっては、次のことに留意する。

1. 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出ること。
2. 身体的異常があった場合には、利用は控えて頂き電話での連絡をすること。  
※体調不良等によって通所介護等に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがあります。
3. 利用中に身体的異常が発生した場合、看護職員による応急処置を行います。が病院受診等は原則として家族が行うこと。
4. 持ち物、衣類等の所持品についての紛失、破損については責任を負いかねますので、必ず記名すること。
5. 食べ物等の持ち込み、利用者間同士での受け渡し行為は控えること。

(緊急時における対応方法)

通所介護等は、指定通所介護・第1号通所事業を実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医、居宅介護支援事業所に連絡するなど等の措置を講ずると共に管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応方法)

1. 利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあつては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
3. 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

平素時から災害対策委員会を組織し災害の未然防止に努めるとともに災害の非常事態に際しては、別表の定めるところにより対応することとし、利用者の保護安全を優先して対処するものとする。また防火管理者を配置して、毎年度定期的に避難及び救出訓練を実施する。

(その他、運営に関する重要事項)

1. 事業所は、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
  - ①採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - ②継続研修 年2回
2. 従業者は業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社はまりハ代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情処理体制等の概要)

当事業所における苦情や相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情担当窓口(担当者)	関口 蘭
電話番号	0282-25-7022
FAX	0282-25-6088
受付時間	月曜日～金曜日 9時～16時
苦情解決責任者(管理者)	羽鳥 隼

行政機関その他苦情受付機関

栃木市役所 保健福祉部 地域包括ケア推進課	栃木県栃木市万町9番25号 TEL 0282-21-2244 FAX 0282-21-2670
栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課介護サービス担当	栃木県宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル6階 TEL 028-643-2220 FAX 028-643-5411
小山市役所 高齢生きがい課	栃木県小山市中央町1丁目1番1号 本庁3階 TEL 0285-22-9616 FAX 0285-22-9543

(第三者による評価の実施状況)

第三者による評価の実施状況	1. あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	
	② なし		

(虐待防止に関する事項)

1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

介護サービスの提供にあたり、利用者及びその家族に対して契約書及び本書面に基づき重要な事項の説明をしました。

事業者 住所 栃木県栃木市大平町西野田202-1  
名称 株式会社はまりハ  
はまりハ Day スタジオ大平

代表者 代表取締役 臼居 優 ㊟

説明者 関口 蘭 ㊟

私は、介護サービスの提供にあたり、事業者及び説明者により契約書及び本書面に基づき重要な事項の説明を受けました。

利用者名	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	